

第 5 章 プランの推進体制

1 計画の推進体制

本プランに関する施策を総合的に推進するため、関係各所と連携を図り、取り組みを実施します。

○ 国・県・周辺自治体等との連携（制度活用・情報交換等）

本プランを効率的かつ効果的に推進するため、国・県・他の自治体との連携を強化し、男女共同参画に関する制度・研修などを有効に活用します。また、先進事例などの情報収集を行い、収集した情報の積極的な発信に努めます。

○ 関係諸団体との連携（情報交換・協働事業等）

男女共同参画社会の実現は、行政だけで達成できるものではなく、市民と協働して進めていくものです。本プランをより効果的で実効性のあるものとするために、市民団体、非営利活動法人（NPO）、関係団体などと連携を図りながら、ジェンダー平等・男女共同参画施策を推進します。

○ 庁内連携（ジェンダー視点の確保・ESD・SDGsの推進等）

男女共同参画施策は様々な分野にわたるため、全庁的に取り組む必要があります。本市のESD推進基本方針による、本市に関係するSDGsの達成に貢献できる人づくりのため、またESD・SDGsを推進していく観点からも、市職員一人ひとりがジェンダー平等・男女共同参画社会の実現の必要性を認識し施策に取り組むことができるよう、研修・会議などを開催し市職員の意識向上に努めます。そして、本市総合計画の下、庁内の推進会議、ESD推進体制や各課などの連携を図り、横断的に取り組みます。

○ 日進市男女平等推進審議会（プランの調査・審議）

日進市男女平等推進条例第二十四条に則り、市長の附属機関として、日進市男女平等推進審議会を設置しています。この審議会は、市長の諮問に応じ、本プラン及び男女平等の推進に関する重要事項について、調査、審議し、その結果を市長に答申することになっています。また、女性活躍推進協議会機能も付加し、女性活躍推進に関する取り組みについて協議を行います。男女共同参画施策推進のため、審議会の意見を踏まえ、本プランを推進します。

ESD(Education for Sustainable Development): 持続可能な開発のための教育。現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

2 計画の進捗管理

本プランに位置づけた取り組みは、日進市男女平等推進条例第二十一条に基づき、毎年度、実施状況についての報告書を作成し、公表します。

施策の内容を担当する課が推進状況や課題などを整理して、PDCAの視点から毎年度自己評価を行います。市民協働課は、その結果を取りまとめ、日進市男女平等推進審議会（女性活躍推進協議会兼ねる）に報告し、推進状況の確認及び報告に対する意見を聴取し、結果を広く市民などに公表します。公表結果を踏まえ、担当課は必要に応じて改善を図り、次年度以降の取り組みの展開に反映させながら、よりよい事業の推進に努めます。また、本プランでは、数値による評価が可能なものについては、施策ごとに指標を設定しています。これらの指標を活用し、進捗状況や成果を定期的に評価・検証し、次年度以降の施策の推進に反映していきます。

